

2025年度 ブラックスタート機能（2029年度向け）公募 RFC意見

番号	該当箇所 (例：要綱○章1 (1) ■■)	意見	回答
1	要綱 第8章 入札価格、逸失利益相当額および最低保証額 第10章 主な契約条件	<p>(要旨) 第90回制度設計専門会合の中で、最低支払額に逸失利益を含めて支払うことで整理されたものの、一方で、今回の募集要綱(案)では、基本料金に含まれており、逸失利益相当額分を取り漏れるケースがあると考えられることから、募集要綱(案)の記載内容の見直しをお願いしたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9章で、逸失利益相当額の“ロ(イ)”の場合、“逸失利益相当額 = 逸失利益 - 最低保証額”と定義されている。 第10章で、基本料金の算定式は“基本料金 = 入札価格 - 容量市場対価 + 逸失利益相当額”とされているが、なお書きで「基本料金が最低保証額を下回る場合、基本料金 = 最低保証額とする」と記載されている。 この場合、“ロ(イ)”の条件で基本料金を算定した場合、“基本料金 = 最低保証額”と算定され、逸失利益相当額を取漏れるケースが存在する。(具体例は、以下のとおり) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">逸失利益の取漏れが発生するケース（第9章 ロ(イ)の場合）</p> <p style="text-align: center;">基本料金 = 入札価格 - 容量市場対価 + 逸失利益相当額^{※1}</p> <p style="text-align: center;">※1 逸失利益相当額の算出(第9章ロ(イ)より算出) 逸失利益相当額 = 逸失利益 - 最低保証額</p> <p style="text-align: center;">[ステップ1(基本料金算定)] [ステップ2(最低保証額との比較)]</p> </div> <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第8章 入札価格および最低保証額」より抜粋、以下赤字を追加。 「最低保証額は、上記年間費用のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用(適正利潤を含みます)、ブラックスタート機能公募に応札することで発生する逸失利益の金額としていただきます。」 「第10章 主な契約条件」より抜粋、以下緑字を削除。 「基本料金 = 本募集の入札価格 - 容量市場から支払われる対価相当額 + 逸失利益相当額」 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘いただいた内容、および他エリアのRFCでいただいたご意見を踏まえ、募集要綱および契約書の一部を見直しております。 なお、具体的な修正内容につきましては、新旧比較をご確認ください。

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p data-bbox="320 590 982 701">ブラックスタート機能募集要綱（案） （2029年度運用分）</p> <p data-bbox="575 1335 744 1362">2024年9月9日</p> <p data-bbox="507 1423 825 1451">九州電力送配電株式会社</p>	<p data-bbox="1486 590 2041 701">ブラックスタート機能募集要綱 （2029年度運用分）</p> <p data-bbox="1665 1335 1863 1362">2024年12月23日</p> <p data-bbox="1605 1423 1923 1451">九州電力送配電株式会社</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 はじめに 1</p> <p>第2章 注意事項 2</p> <p>第3章 適用 4</p> <p>第4章 用語の定義 4</p> <p>第5章 募集スケジュール 6</p> <p>第6章 募集概要 7</p> <p>第7章 応札方法 11</p> <p>第8章 入札価格、逸失利益相当額および最低保証額 13</p> <p>第9章 落札案件の決定 15</p> <p>第10章 主な契約条件 17</p> <p>第11章 ブラックスタート機能契約の締結 20</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 はじめに 1</p> <p>第2章 注意事項 2</p> <p>第3章 適用 4</p> <p>第4章 用語の定義 4</p> <p>第5章 募集スケジュール 6</p> <p>第6章 募集概要 7</p> <p>第7章 応札方法 11</p> <p>第8章 入札価格、逸失利益相当額および最低保証額 13</p> <p>第9章 落札案件の決定 15</p> <p>第10章 主な契約条件 17</p> <p>第11章 ブラックスタート機能契約の締結 20</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>第1章 はじめに</p> <p>■九州電力送配電株式会社（以下「当社」）は、当社の電力系統（離島を除く。以下同じ。）において広範囲に及ぶ停電等が発生した場合でも、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うことができる電源等（以下「ブラックスタート機能」）をブラックスタート機能募集要綱（以下「本要綱」）にもとづいて、入札により募集します。</p> <p>■本要綱では、当社の募集するブラックスタート機能が満たすべき条件、評価方法等について説明します。落札後の権利義務関係につきましては、募集に合わせて公表するブラックスタート機能契約書【標準契約書】（以下「ブラックスタート機能契約書」、これにもとづく契約を「ブラックスタート機能契約」）を参照して下さい。</p> <p>■応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。</p>	<p>第1章 はじめに</p> <p>■九州電力送配電株式会社（以下「当社」）は、当社の電力系統（離島を除く。以下同じ。）において広範囲に及ぶ停電等が発生した場合でも、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うことができる電源等（以下「ブラックスタート機能」）をブラックスタート機能募集要綱（以下「本要綱」）にもとづいて、入札により募集します。</p> <p>■本要綱では、当社の募集するブラックスタート機能が満たすべき条件、評価方法等について説明します。落札後の権利義務関係につきましては、募集に合わせて公表するブラックスタート機能契約書【標準契約書】（以下「ブラックスタート機能契約書」、これにもとづく契約を「ブラックスタート機能契約」）を参照して下さい。</p> <p>■応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>第2章 注意事項</p> <p>■一般注意事項</p> <p>(1) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。従って、本要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」）は、入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。</p> <p>(2) 応札者は本要綱に定める諸条件ならびに添付するブラックスタート機能契約書【標準契約書】の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書を提出してください。</p> <p>(3) 本要綱に基づくブラックスタート機能契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。</p> <p>(4) 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。 応札者は適格請求書発行事業者の登録が必要となります。 応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで入札をすることも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものといたします。グループで入札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を「(様式2) 応札者の概要」により明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。</p> <p>・以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が、応札を希望する場合は、原則として、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。なお、個別に応札する場合は、入札書（様式1）の「1 1 資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いいたします。</p> <p>※この入札要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者ご注意ください。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>(ア) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合</p> <p>(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係</p> <p>(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 	<p>第2章 注意事項</p> <p>■一般注意事項</p> <p>(1) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。従って、本要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」）は、入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。</p> <p>(2) 応札者は本要綱に定める諸条件ならびに添付するブラックスタート機能契約書【標準契約書】の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書を提出してください。</p> <p>(3) 本要綱に基づくブラックスタート機能契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。</p> <p>(4) 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。 応札者は適格請求書発行事業者の登録が必要となります。 応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで入札をすることも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものといたします。グループで入札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を「(様式2) 応札者の概要」により明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。</p> <p>・以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が、応札を希望する場合は、原則として、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。なお、個別に応札する場合は、入札書（様式1）の「1 1 資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いいたします。</p> <p>※この入札要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者ご注意ください。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>(ア) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合</p> <p>(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係</p> <p>(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいいます。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）</p> <p>d 組合の理事</p> <p>e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合</p> <p>(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他、上記アまたはイと同視しうる関係</p> <p>(5) 本要綱にもとづき評価した結果、当社がブラックスタート機能契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」、当社とブラックスタート機能契約を締結した落札者を「契約者」）が第三者と合併、会社分割またはブラックスタート機能契約に係る部分の第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものとしたします。なお、ブラックスタート機能契約承継の詳細な取扱いについては、ブラックスタート機能契約書を参照してください。</p> <p>(6) 落札者は、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結[*]していただきます。 ※ ジョイント・ベンチャー等として応札、落札された場合で当該ジョイント・ベンチャー等が法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。</p> <p>(7) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、ブラックスタート機能契約の交渉に要する費用等）は、すべて応札者で負担してください。</p> <p>(8) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。</p> <p>(9) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加資料の提出を求めた場合については除きます。</p> <p>■ 守秘義務 応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は電気事業法および関連法令にもとづく監督官庁からの情報提供要請等への対応のため、必要最小限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。</p> <p>■ 問合せ先 本要綱の内容に関するご質問は、下記の当社専用メールより受け付けます。必要電力（kW）、必要電力量（kWh）等については確定値ではないものの、参考値としてお答えいたします。なお、審査状況等に関する問合せにはお答えできません。 当社専用メール：chouseiryoku_nyusatsu@kyuden.co.jp</p>	<p>b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいいます。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）</p> <p>d 組合の理事</p> <p>e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合</p> <p>(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他、上記アまたはイと同視しうる関係</p> <p>(5) 本要綱にもとづき評価した結果、当社がブラックスタート機能契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」、当社とブラックスタート機能契約を締結した落札者を「契約者」）が第三者と合併、会社分割またはブラックスタート機能契約に係る部分の第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものとしたします。なお、ブラックスタート機能契約承継の詳細な取扱いについては、ブラックスタート機能契約書を参照してください。</p> <p>(6) 落札者は、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結[*]していただきます。 ※ ジョイント・ベンチャー等として応札、落札された場合で当該ジョイント・ベンチャー等が法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。</p> <p>(7) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、ブラックスタート機能契約の交渉に要する費用等）は、すべて応札者で負担してください。</p> <p>(8) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。</p> <p>(9) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加資料の提出を求めた場合については除きます。</p> <p>■ 守秘義務 応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は電気事業法および関連法令にもとづく監督官庁からの情報提供要請等への対応のため、必要最小限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。</p> <p>■ 問合せ先 本要綱の内容に関するご質問は、下記の当社専用メールより受け付けます。必要電力（kW）・必要電力量（kWh）等については確定値ではないものの、参考値としてお答えいたします。なお、審査状況等に関する問合せにはお答えできません。 当社専用メール：chouseiryoku_nyusatsu@kyuden.co.jp</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考																								
<p>第3章 適用</p> <p>■本要綱は、当社が2029年度に活用するブラックスタート機能の入札に適用いたします。</p> <p>第4章 用語の定義</p> <p>電源分類・契約関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約電源等 ■ 非常用発電機等 ■ 全系統ブラックスタート ■ 必要電力 (kW) ■ 必要電力量 (kWh) <p>需給・発電機関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ガバナフリー運転機能 ■ 電圧調整機能 ■ 試送電機能 ■ 専用線オンライン指令 ■ 発電機自己励磁現象 ■ インラッシュ過電流 ■ 不平衡電流 ■ リレー ■ トリップ <p>電源分類・契約関連</p> <table border="1" data-bbox="172 1102 1142 1648"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電源等</td> <td>当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機等</td> <td>契約電源等を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置。</td> </tr> <tr> <td>全系統ブラックスタート</td> <td>当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。</td> </tr> <tr> <td>必要電力 (kW)</td> <td>一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。</td> </tr> <tr> <td>必要電力量 (kWh)</td> <td>ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	契約電源等	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備。	非常用発電機等	契約電源等を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置。	全系統ブラックスタート	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。	必要電力 (kW)	一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。	必要電力量 (kWh)	ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計をいいます。	<p>第3章 適用</p> <p>■本要綱は、当社が2029年度に活用するブラックスタート機能の入札に適用いたします。</p> <p>第4章 用語の定義</p> <p>電源分類・契約関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約電源等 ■ 非常用発電機等 ■ 全系統ブラックスタート ■ 必要電力 (kW) ■ 必要電力量 (kWh) <p>需給・発電機関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ガバナフリー運転機能 ■ 電圧調整機能 ■ 試送電機能 ■ 専用線オンライン指令 ■ 発電機自己励磁現象 ■ インラッシュ過電流 ■ 不平衡電流 ■ リレー ■ トリップ <p>電源分類・契約関連</p> <table border="1" data-bbox="1267 1102 2237 1648"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電源等</td> <td>当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機等</td> <td>契約電源等を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置。</td> </tr> <tr> <td>全系統ブラックスタート</td> <td>当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。</td> </tr> <tr> <td>必要電力 (kW)</td> <td>一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。</td> </tr> <tr> <td>必要電力量 (kWh)</td> <td>ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	契約電源等	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備。	非常用発電機等	契約電源等を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置。	全系統ブラックスタート	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。	必要電力 (kW)	一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。	必要電力量 (kWh)	ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計をいいます。	
用語	定義																									
契約電源等	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備。																									
非常用発電機等	契約電源等を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置。																									
全系統ブラックスタート	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。																									
必要電力 (kW)	一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。																									
必要電力量 (kWh)	ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計をいいます。																									
用語	定義																									
契約電源等	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備。																									
非常用発電機等	契約電源等を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置。																									
全系統ブラックスタート	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。																									
必要電力 (kW)	一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。																									
必要電力量 (kWh)	ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）を送電開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計をいいます。																									

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考																																								
<p>需給・発電機関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 365 442 411">用語</th> <th data-bbox="442 365 1142 411">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 411 442 554">ガバナフリー運転機能</td> <td data-bbox="442 411 1142 554">発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転を行う機能。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 554 442 659">電圧調整機能</td> <td data-bbox="442 554 1142 659">一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 659 442 732">試送電機能</td> <td data-bbox="442 659 1142 732">停止状態にある電線路を低電圧で充電した後、徐々に運転電圧まで上昇させる機能。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 732 442 842">専用線オンライン指令</td> <td data-bbox="442 732 1142 842">当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 842 442 911">発電機自己励磁現象</td> <td data-bbox="442 842 1142 911">無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 911 442 980">インラッシュ過電流</td> <td data-bbox="442 911 1142 980">変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 980 442 1020">不平衡電流</td> <td data-bbox="442 980 1142 1020">三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1020 442 1056">リレー</td> <td data-bbox="442 1020 1142 1056">短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1056 442 1125">トリップ</td> <td data-bbox="442 1056 1142 1125">発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	ガバナフリー運転機能	発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転を行う機能。	電圧調整機能	一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能。	試送電機能	停止状態にある電線路を低電圧で充電した後、徐々に運転電圧まで上昇させる機能。	専用線オンライン指令	当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令すること	発電機自己励磁現象	無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象	インラッシュ過電流	変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れること	不平衡電流	三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態	リレー	短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置	トリップ	発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すこと	<p>需給・発電機関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1273 365 1543 411">用語</th> <th data-bbox="1543 365 2243 411">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1273 411 1543 554">ガバナフリー運転機能</td> <td data-bbox="1543 411 2243 554">発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転を行う機能。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 554 1543 659">電圧調整機能</td> <td data-bbox="1543 554 2243 659">一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 659 1543 732">試送電機能</td> <td data-bbox="1543 659 2243 732">停止状態にある電線路を低電圧で充電した後、徐々に運転電圧まで上昇させる機能。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 732 1543 842">専用線オンライン指令</td> <td data-bbox="1543 732 2243 842">当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 842 1543 911">発電機自己励磁現象</td> <td data-bbox="1543 842 2243 911">無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 911 1543 980">インラッシュ過電流</td> <td data-bbox="1543 911 2243 980">変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 980 1543 1020">不平衡電流</td> <td data-bbox="1543 980 2243 1020">三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 1020 1543 1056">リレー</td> <td data-bbox="1543 1020 2243 1056">短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 1056 1543 1125">トリップ</td> <td data-bbox="1543 1056 2243 1125">発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	ガバナフリー運転機能	発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転を行う機能。	電圧調整機能	一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能。	試送電機能	停止状態にある電線路を低電圧で充電した後、徐々に運転電圧まで上昇させる機能。	専用線オンライン指令	当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令すること	発電機自己励磁現象	無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象	インラッシュ過電流	変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れること	不平衡電流	三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態	リレー	短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置	トリップ	発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すこと	
用語	定義																																									
ガバナフリー運転機能	発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転を行う機能。																																									
電圧調整機能	一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能。																																									
試送電機能	停止状態にある電線路を低電圧で充電した後、徐々に運転電圧まで上昇させる機能。																																									
専用線オンライン指令	当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令すること																																									
発電機自己励磁現象	無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象																																									
インラッシュ過電流	変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れること																																									
不平衡電流	三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態																																									
リレー	短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置																																									
トリップ	発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すこと																																									
用語	定義																																									
ガバナフリー運転機能	発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を増減させる運転を行う機能。																																									
電圧調整機能	一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能。																																									
試送電機能	停止状態にある電線路を低電圧で充電した後、徐々に運転電圧まで上昇させる機能。																																									
専用線オンライン指令	当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令すること																																									
発電機自己励磁現象	無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象																																									
インラッシュ過電流	変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れること																																									
不平衡電流	三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態																																									
リレー	短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置																																									
トリップ	発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すこと																																									

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考																																												
<p>第5章 募集スケジュール</p> <p>■入札実施の公表から、落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。</p> <p>■契約金額に係る覚書の締結については、容量市場の約定電源等決定後、別途、契約者にお知らせします。</p> <p>■なお、スケジュールは変更となる場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="178 541 1154 1129"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024年9月9日(月)</td> <td>入札実施の公表および募集要綱案の公表</td> </tr> <tr> <td>2024年9月9日(月) ～2024年10月10日(木)</td> <td>募集要綱案に対する意見募集（RFC:Request for Comments）の受付</td> </tr> <tr> <td>202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)</td> <td>募集要綱の確定</td> </tr> <tr> <td>202〇年〇月〇日(〇) ～202〇年〇月〇日(〇)</td> <td>入札募集</td> </tr> <tr> <td>202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)</td> <td>落札案件選定</td> </tr> <tr> <td>202〇年〇月〇日(〇)</td> <td>落札案件の決定</td> </tr> <tr> <td>202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)</td> <td>落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結</td> </tr> <tr> <td>(202〇年〔未定〕)</td> <td>(容量市場メインオークション開始)</td> </tr> <tr> <td>(202〇年〔未定〕)</td> <td>(容量市場の約定電源等決定)</td> </tr> <tr> <td>(202〇年度〔未定〕)</td> <td>契約者との基本料金に係る覚書の締結</td> </tr> </tbody> </table>	日程	説明	2024年9月9日(月)	入札実施の公表および募集要綱案の公表	2024年9月9日(月) ～2024年10月10日(木)	募集要綱案に対する意見募集（RFC:Request for Comments）の受付	202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)	募集要綱の確定	202〇年〇月〇日(〇) ～202〇年〇月〇日(〇)	入札募集	202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)	落札案件選定	202〇年〇月〇日(〇)	落札案件の決定	202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結	(202〇年〔未定〕)	(容量市場メインオークション開始)	(202〇年〔未定〕)	(容量市場の約定電源等決定)	(202〇年度〔未定〕)	契約者との基本料金に係る覚書の締結	<p>第5章 募集スケジュール</p> <p>■入札実施の公表から、落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。</p> <p>■契約金額に係る覚書の締結については、容量市場の約定電源等決定後、別途、契約者にお知らせします。</p> <p>■なお、スケジュールは変更となる場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="1279 541 2249 1129"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024年9月9日(月)</td> <td>入札実施の公表および募集要綱案の公表</td> </tr> <tr> <td>2024年9月9日(月) ～2024年10月10日(木)</td> <td>募集要綱案に対する意見募集（RFC:Request for Comments）の受付</td> </tr> <tr> <td>2024年10月11日(金) ～12月20日(金)</td> <td>募集要綱の確定</td> </tr> <tr> <td>2024年12月23日(月) ～2025年6月20日(金)</td> <td>入札募集</td> </tr> <tr> <td>2025年6月23日(月) ～7月18日(金)</td> <td>落札案件選定</td> </tr> <tr> <td>2025年7月22日(火)</td> <td>落札案件の決定</td> </tr> <tr> <td>2025年7月23日(水) ～8月22日(金)</td> <td>落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結</td> </tr> <tr> <td>(2025年〔未定〕)</td> <td>(容量市場メインオークション開始)</td> </tr> <tr> <td>(2025年〔未定〕)</td> <td>(容量市場の約定電源等決定)</td> </tr> <tr> <td>(2029年〔3月頃〕)</td> <td>契約者との基本料金に係る覚書の締結*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基本料金に係る覚書の締結時には、当該時点で想定される期待利潤および期待利潤の減少分を再算定していただく必要があります。具体的には、「第10章 主な契約条件」(2)に定めるとおりです。</p>	日程	説明	2024年9月9日(月)	入札実施の公表および募集要綱案の公表	2024年9月9日(月) ～2024年10月10日(木)	募集要綱案に対する意見募集（RFC:Request for Comments）の受付	2024年10月11日(金) ～12月20日(金)	募集要綱の確定	2024年12月23日(月) ～2025年6月20日(金)	入札募集	2025年6月23日(月) ～7月18日(金)	落札案件選定	2025年7月22日(火)	落札案件の決定	2025年7月23日(水) ～8月22日(金)	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結	(2025年〔未定〕)	(容量市場メインオークション開始)	(2025年〔未定〕)	(容量市場の約定電源等決定)	(2029年〔3月頃〕)	契約者との基本料金に係る覚書の締結*	<p>・基本料金に係る覚書の締結について、期待利潤および期待利潤の減少分を再算定・精査のうえ実施することによる修正</p>
日程	説明																																													
2024年9月9日(月)	入札実施の公表および募集要綱案の公表																																													
2024年9月9日(月) ～2024年10月10日(木)	募集要綱案に対する意見募集（RFC:Request for Comments）の受付																																													
202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)	募集要綱の確定																																													
202〇年〇月〇日(〇) ～202〇年〇月〇日(〇)	入札募集																																													
202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)	落札案件選定																																													
202〇年〇月〇日(〇)	落札案件の決定																																													
202〇年〇月〇日(〇) ～〇月〇日(〇)	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結																																													
(202〇年〔未定〕)	(容量市場メインオークション開始)																																													
(202〇年〔未定〕)	(容量市場の約定電源等決定)																																													
(202〇年度〔未定〕)	契約者との基本料金に係る覚書の締結																																													
日程	説明																																													
2024年9月9日(月)	入札実施の公表および募集要綱案の公表																																													
2024年9月9日(月) ～2024年10月10日(木)	募集要綱案に対する意見募集（RFC:Request for Comments）の受付																																													
2024年10月11日(金) ～12月20日(金)	募集要綱の確定																																													
2024年12月23日(月) ～2025年6月20日(金)	入札募集																																													
2025年6月23日(月) ～7月18日(金)	落札案件選定																																													
2025年7月22日(火)	落札案件の決定																																													
2025年7月23日(水) ～8月22日(金)	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結																																													
(2025年〔未定〕)	(容量市場メインオークション開始)																																													
(2025年〔未定〕)	(容量市場の約定電源等決定)																																													
(2029年〔3月頃〕)	契約者との基本料金に係る覚書の締結*																																													

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考																								
<p>第6章 募集概要</p> <p>■募集概要は以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 436 329 684">入札単位</td> <td data-bbox="329 436 552 684">・ブラックスタート機能の提供に必要な範囲</td> <td data-bbox="552 436 1154 684"> <p>■ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲※を入札単位といたします。</p> <p>■入札書は、入札単位ごとに「設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。</p> <p>※技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 684 329 722">募集規模</td> <td data-bbox="329 684 552 722">・2系統各1発電所</td> <td data-bbox="552 684 1154 722">■2系統各1発電所を募集いたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 722 329 1318">対象系統</td> <td data-bbox="329 722 552 1318">・北系統、南系統</td> <td data-bbox="552 722 1154 1318"> <p>■対象系統は次のとおりです。（系統の区分けの概略については別紙に示しますが、入札を予定している発電所がどちらの対象系統に供給が可能であるかについては当社にお問い合わせください。）ブラックアウトからの復旧にあたり、現状と同等の復旧時間を確保するために、北系統は九州北西部の発電所、南系統は九州中南部の発電所の所内電源へそれぞれ電力を供給する必要があり、系統を2分割して公募しております。</p> <p>(ア) 北系統 (イ) 南系統</p> <p>■入札していただく発電所の必要電力(kW)、必要電力量(kWh)については、技術検討等を通じて、対象系統ごとの値を別途通知いたします。なお、通知に当たっては、発電所個々の状況を勘案のうえ、通知要否を検討いたします。</p> <p>■系統状況の大きな変更等により、必要電力(kW)、必要電力量(kWh)が変更となる場合があります。その場合は、変更後の数値を速やかに通知いたします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1318 329 1808">ブラックスタート機能の提供期間</td> <td data-bbox="329 1318 552 1808">・1年間</td> <td data-bbox="552 1318 1154 1808"> <p>■2029年4月1日から2030年3月31日までの1年間といたします。</p> <p>入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要な工事や試験等が完了し、「設備要件」に定める機能・設備を具備していることが必要です。また、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、提供期間の開始までに当該工事や試験が完了していることが必要です。（当社が管轄する設備の工事の要否と工事に要する期間は「ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。）</p> </td> </tr> </table>	入札単位	・ブラックスタート機能の提供に必要な範囲	<p>■ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲※を入札単位といたします。</p> <p>■入札書は、入札単位ごとに「設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。</p> <p>※技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知します。</p>	募集規模	・2系統各1発電所	■2系統各1発電所を募集いたします。	対象系統	・北系統、南系統	<p>■対象系統は次のとおりです。（系統の区分けの概略については別紙に示しますが、入札を予定している発電所がどちらの対象系統に供給が可能であるかについては当社にお問い合わせください。）ブラックアウトからの復旧にあたり、現状と同等の復旧時間を確保するために、北系統は九州北西部の発電所、南系統は九州中南部の発電所の所内電源へそれぞれ電力を供給する必要があり、系統を2分割して公募しております。</p> <p>(ア) 北系統 (イ) 南系統</p> <p>■入札していただく発電所の必要電力(kW)、必要電力量(kWh)については、技術検討等を通じて、対象系統ごとの値を別途通知いたします。なお、通知に当たっては、発電所個々の状況を勘案のうえ、通知要否を検討いたします。</p> <p>■系統状況の大きな変更等により、必要電力(kW)、必要電力量(kWh)が変更となる場合があります。その場合は、変更後の数値を速やかに通知いたします。</p>	ブラックスタート機能の提供期間	・1年間	<p>■2029年4月1日から2030年3月31日までの1年間といたします。</p> <p>入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要な工事や試験等が完了し、「設備要件」に定める機能・設備を具備していることが必要です。また、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、提供期間の開始までに当該工事や試験が完了していることが必要です。（当社が管轄する設備の工事の要否と工事に要する期間は「ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。）</p>	<p>第6章 募集概要</p> <p>■募集概要は以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1276 436 1433 684">入札単位</td> <td data-bbox="1433 436 1656 684">・ブラックスタート機能の提供に必要な範囲</td> <td data-bbox="1656 436 2258 684"> <p>■ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲※を入札単位といたします。</p> <p>■入札書は、入札単位ごとに「設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。</p> <p>※技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 684 1433 722">募集規模</td> <td data-bbox="1433 684 1656 722">・2系統各1発電所</td> <td data-bbox="1656 684 2258 722">■2系統各1発電所を募集いたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 722 1433 1318">対象系統</td> <td data-bbox="1433 722 1656 1318">・北系統、南系統</td> <td data-bbox="1656 722 2258 1318"> <p>■対象系統は次のとおりです。（系統の区分けの概略については別紙に示しますが、入札を予定している発電所がどちらの対象系統に供給が可能であるかについては当社にお問い合わせください。）ブラックアウトからの復旧にあたり、現状と同等の復旧時間を確保するために、北系統は九州北西部の発電所、南系統は九州中南部の発電所の所内電源へそれぞれ電力を供給する必要があり、系統を2分割して公募しております。</p> <p>(ア) 北系統 (イ) 南系統</p> <p>■入札していただく発電所の必要電力(kW)・必要電力量(kWh)については、技術検討等を通じて、対象系統ごとの値を別途通知いたします。なお、通知に当たっては、発電所個々の状況を勘案のうえ、通知要否を検討いたします。</p> <p>■系統状況の大きな変更等により、必要電力(kW)・必要電力量(kWh)が変更となる場合があります。その場合は、変更後の数値を速やかに通知いたします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1318 1433 1808">ブラックスタート機能の提供期間</td> <td data-bbox="1433 1318 1656 1808">・1年間</td> <td data-bbox="1656 1318 2258 1808"> <p>■2029年4月1日から2030年3月31日までの1年間といたします。</p> <p>入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要な工事や試験等が完了し、「設備要件」に定める機能・設備を具備していることが必要です。また、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、提供期間の開始までに当該工事や試験が完了していることが必要です。（当社が管轄する設備の工事の要否と工事に要する期間は「ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。）</p> </td> </tr> </table>	入札単位	・ブラックスタート機能の提供に必要な範囲	<p>■ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲※を入札単位といたします。</p> <p>■入札書は、入札単位ごとに「設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。</p> <p>※技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知します。</p>	募集規模	・2系統各1発電所	■2系統各1発電所を募集いたします。	対象系統	・北系統、南系統	<p>■対象系統は次のとおりです。（系統の区分けの概略については別紙に示しますが、入札を予定している発電所がどちらの対象系統に供給が可能であるかについては当社にお問い合わせください。）ブラックアウトからの復旧にあたり、現状と同等の復旧時間を確保するために、北系統は九州北西部の発電所、南系統は九州中南部の発電所の所内電源へそれぞれ電力を供給する必要があり、系統を2分割して公募しております。</p> <p>(ア) 北系統 (イ) 南系統</p> <p>■入札していただく発電所の必要電力(kW)・必要電力量(kWh)については、技術検討等を通じて、対象系統ごとの値を別途通知いたします。なお、通知に当たっては、発電所個々の状況を勘案のうえ、通知要否を検討いたします。</p> <p>■系統状況の大きな変更等により、必要電力(kW)・必要電力量(kWh)が変更となる場合があります。その場合は、変更後の数値を速やかに通知いたします。</p>	ブラックスタート機能の提供期間	・1年間	<p>■2029年4月1日から2030年3月31日までの1年間といたします。</p> <p>入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要な工事や試験等が完了し、「設備要件」に定める機能・設備を具備していることが必要です。また、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、提供期間の開始までに当該工事や試験が完了していることが必要です。（当社が管轄する設備の工事の要否と工事に要する期間は「ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。）</p>	
入札単位	・ブラックスタート機能の提供に必要な範囲	<p>■ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲※を入札単位といたします。</p> <p>■入札書は、入札単位ごとに「設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。</p> <p>※技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知します。</p>																								
募集規模	・2系統各1発電所	■2系統各1発電所を募集いたします。																								
対象系統	・北系統、南系統	<p>■対象系統は次のとおりです。（系統の区分けの概略については別紙に示しますが、入札を予定している発電所がどちらの対象系統に供給が可能であるかについては当社にお問い合わせください。）ブラックアウトからの復旧にあたり、現状と同等の復旧時間を確保するために、北系統は九州北西部の発電所、南系統は九州中南部の発電所の所内電源へそれぞれ電力を供給する必要があり、系統を2分割して公募しております。</p> <p>(ア) 北系統 (イ) 南系統</p> <p>■入札していただく発電所の必要電力(kW)、必要電力量(kWh)については、技術検討等を通じて、対象系統ごとの値を別途通知いたします。なお、通知に当たっては、発電所個々の状況を勘案のうえ、通知要否を検討いたします。</p> <p>■系統状況の大きな変更等により、必要電力(kW)、必要電力量(kWh)が変更となる場合があります。その場合は、変更後の数値を速やかに通知いたします。</p>																								
ブラックスタート機能の提供期間	・1年間	<p>■2029年4月1日から2030年3月31日までの1年間といたします。</p> <p>入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要な工事や試験等が完了し、「設備要件」に定める機能・設備を具備していることが必要です。また、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、提供期間の開始までに当該工事や試験が完了していることが必要です。（当社が管轄する設備の工事の要否と工事に要する期間は「ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。）</p>																								
入札単位	・ブラックスタート機能の提供に必要な範囲	<p>■ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲※を入札単位といたします。</p> <p>■入札書は、入札単位ごとに「設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。</p> <p>※技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知します。</p>																								
募集規模	・2系統各1発電所	■2系統各1発電所を募集いたします。																								
対象系統	・北系統、南系統	<p>■対象系統は次のとおりです。（系統の区分けの概略については別紙に示しますが、入札を予定している発電所がどちらの対象系統に供給が可能であるかについては当社にお問い合わせください。）ブラックアウトからの復旧にあたり、現状と同等の復旧時間を確保するために、北系統は九州北西部の発電所、南系統は九州中南部の発電所の所内電源へそれぞれ電力を供給する必要があり、系統を2分割して公募しております。</p> <p>(ア) 北系統 (イ) 南系統</p> <p>■入札していただく発電所の必要電力(kW)・必要電力量(kWh)については、技術検討等を通じて、対象系統ごとの値を別途通知いたします。なお、通知に当たっては、発電所個々の状況を勘案のうえ、通知要否を検討いたします。</p> <p>■系統状況の大きな変更等により、必要電力(kW)・必要電力量(kWh)が変更となる場合があります。その場合は、変更後の数値を速やかに通知いたします。</p>																								
ブラックスタート機能の提供期間	・1年間	<p>■2029年4月1日から2030年3月31日までの1年間といたします。</p> <p>入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要な工事や試験等が完了し、「設備要件」に定める機能・設備を具備していることが必要です。また、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合、提供期間の開始までに当該工事や試験が完了していることが必要です。（当社が管轄する設備の工事の要否と工事に要する期間は「ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。）</p>																								

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】			【見直し後（募集内容）】			備 考
応札の条件	・設備要件、運用要件、技術的信頼性を満たし、技術検討が完了している電源	<p>■「設備要件」、「運用要件」、「技術的信頼性」、「当社の電力系統に連系することについての技術検討」および「ブラックスタートの機能についての技術検討」に記載の要件を満たすことが必要です。</p> <p>■これらの要件を満たしていないと当社が判断した場合、その入札は無効といたします。</p>	応札の条件	・設備要件、運用要件、技術的信頼性を満たし、技術検討が完了している電源	<p>■「設備要件」、「運用要件」、「技術的信頼性」、「当社の電力系統に連系することについての技術検討」および「ブラックスタートの機能についての技術検討」に記載の要件を満たすことが必要です。</p> <p>■これらの要件を満たしていないと当社が判断した場合、その入札は無効といたします。</p>	
設備要件	・機能、設備	<p>■入札していただく電源等については、提供期間の開始までに必要となる工事や試験等が完了し、以下のすべての機能・設備を具備していることが必要です。各機能の詳細については、別途協議を行うことといたします。</p> <p>(1) 非常用発電機等 (2) ガバナフリー運転機能 (3) 電圧調整機能 (4) 起動機能</p> <p>・当社電力系統が広範囲の停電の状況にあっても当社からの指令で起動が可能であること。</p>	設備要件	・機能、設備	<p>■入札していただく電源等については、提供期間の開始までに必要となる工事や試験等が完了し、以下のすべての機能・設備を具備していることが必要です。各機能の詳細については、別途協議を行うことといたします。</p> <p>(1) 非常用発電機等 (2) ガバナフリー運転機能 (3) 電圧調整機能 (4) 起動機能</p> <p>・当社電力系統が広範囲の停電の状況にあっても当社からの指令で起動が可能であること。</p>	
	・信号	<p>■入札していただく電源等については、以下の信号を送信する機能を具備していただきます。</p> <p>当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として、「電力制御システムセキュリティガイドライン」（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。）への準拠が必要になります。</p> <p>加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。</p> <p>●送信信号</p> <p>・現在出力</p>		・信号	<p>■入札していただく電源等については、以下の信号を送信する機能を具備していただきます。</p> <p>当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として、「電力制御システムセキュリティガイドライン」（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。）への準拠が必要になります。</p> <p>加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。</p> <p>●送信信号</p> <p>・現在出力</p>	
運用要件	・ブラックスタート機能の維持	<p>■ブラックスタート機能については、あらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、使用可能な状態であることおよび、1系統1発電所以上を確保することが必要です。</p> <p>■必要電力量（kWh）は提供期間を通じて、常時確保いただく必要があるため、当該確保部分については他用途活用（卸電力取引所への供出等）することはできません。</p> <p>■需給ひっ迫時には、必要電力量（kWh）の一部を緊急時の一般送配電事業者の運用として使用する場合があります。具体的な運用方法については、別途、当社と協議のうえ、申合せ等を締結していただきます。</p>	運用要件	・ブラックスタート機能の維持	<p>■ブラックスタート機能については、あらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、使用可能な状態であることおよび、1系統1発電所以上を確保することが必要です。</p> <p>■必要電力量（kWh）は提供期間を通じて、常時確保いただく必要があるため、当該確保部分については他用途活用（卸電力取引所への供出等）することはできません。</p> <p>■需給ひっ迫時には、必要電力量（kWh）の一部を緊急時の一般送配電事業者の運用として使用する場合があります。具体的な運用方法については、別途、当社と協議のうえ、申合せ等を締結していただきます。</p>	
	・定期点検、補修停止期間調整の応諾	<p>■定期点検、補修作業等による計画停止を予定している場合、他発電所等の作業との重複等を避けるため、必要に応じて期間の調整をさせていただく場合があります。その場合、特別な事情がない限り調整に応じていただきます。</p>		・定期点検、補修停止期間調整の応諾	<p>■定期点検、補修作業等による計画停止を予定している場合、他発電所等の作業との重複等を避けるため、必要に応じて期間の調整をさせていただく場合があります。その場合、特別な事情がない限り調整に応じていただきます。</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】			【見直し後（募集内容）】			備 考
	・ 復旧作業訓練	<p>■当社が実施する、当社電力系統における広範囲におよぶ停電を想定した復旧訓練に参加していただきます。</p> <p>■復旧作業訓練を実施しない年度は、非常用発電機等の起動試験を実施し、その結果を報告していただきます。</p>		・ 復旧作業訓練	<p>■当社が実施する、当社電力系統における広範囲におよぶ停電を想定した復旧訓練に参加していただきます。</p> <p>■復旧作業訓練を実施しない年度は、非常用発電機等の起動試験を実施し、その結果を報告していただきます。</p>	
	・ 不具合発生時の復旧対応	<p>■不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。</p>		・ 不具合発生時の復旧対応	<p>■不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。</p>	
その他	・ 技術的信頼性	<p>■応札者が発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援等により、ブラックスタート機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。</p> <p>■「設備要件」および「運用要件」を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出。 ・ 現地調査および現地試験。 ・ その他当社が必要と考える対応。 	その他	・ 技術的信頼性	<p>■応札者が発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援等により、ブラックスタート機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。</p> <p>■「設備要件」および「運用要件」を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出。 ・ 現地調査および現地試験。 ・ その他当社が必要と考える対応。 	
	当社の電力系統に連系することについての技術検討	<p>■入札いただく発電所は、入札時点で当社の電力系統に連系することについての技術検討が完了していることが必要です。</p>		当社の電力系統に連系することについての技術検討	<p>■入札いただく発電所は、入札時点で当社の電力系統に連系することについての技術検討が完了していることが必要です。</p>	
ブラックスタート機能についての技術検討	ブラックスタート機能についての技術検討を完了することが必要、標準検討期間は6カ月程度	<p>■応札者は、入札時点までに、ブラックスタート機能についての技術検討を完了することが必要です。</p> <p>■技術検討に必要なデータを不備なくご提出いただいた場合、標準検討期間は6カ月程度です。</p> <p>■なお、過去に技術検討が完了しているブラックスタート機能については、系統状況の大きな変更や発電設備等の変更がない限り、原則再度の検討は不要となりますが、追加の技術検討が必要な際は、対象項目についてあらためて技術検討を実施いたします。ただし、今後の国や電力広域的運営推進機関の審議会における議論などを踏まえ、信頼度や復旧時間に係る考え方の見直しが必要となった等の場合は、追加の技術検討を実施する場合がございます。</p> <p>■技術検討の結果、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要と判断された場合、当該工事費用の全部または一部を負担※1していただくことが必要です。</p> <p>■技術検討は、当社が管轄する設備の工事により、発電所がブラックスタート機能の提供ができる全ての可能性を検討するものではなく、明らかに多額の費用や長期の工事期間を要する大規模工事※2の発生が見込まれる場合については、具体的な検討は行わずブラックスタート機能の提供不可としてご回答することがあります。）</p>	ブラックスタート機能についての技術検討	ブラックスタート機能についての技術検討を完了することが必要、標準検討期間は6カ月程度	<p>■応札者は、入札時点までに、ブラックスタート機能についての技術検討を完了することが必要です。</p> <p>■技術検討に必要なデータを不備なくご提出いただいた場合、標準検討期間は6カ月程度です。</p> <p>■なお、過去に技術検討が完了しているブラックスタート機能については、系統状況の大きな変更や発電設備等の変更がない限り、原則再度の検討は不要となりますが、追加の技術検討が必要な際は、対象項目についてあらためて技術検討を実施いたします。ただし、今後の国や電力広域的運営推進機関の審議会における議論などを踏まえ、信頼度や復旧時間に係る考え方の見直しが必要となった等の場合は、追加の技術検討を実施する場合がございます。</p> <p>■技術検討の結果、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要と判断された場合、当該工事費用の全部または一部を負担※1していただくことが必要です。</p> <p>■技術検討は、当社が管轄する設備の工事により、発電所がブラックスタート機能の提供ができる全ての可能性を検討するものではなく、明らかに多額の費用や長期の工事期間を要する大規模工事※2の発生が見込まれる場合については、具体的な検討は行わずブラックスタート機能の提供不可としてご回答することがあります。）</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>※1 費用負担の範囲については、工事目的・内容、当該工事により得られる効果等を勘案のうえ協議により決定いたします。</p> <p>※2 例) 変電所の新設、送電線・鉄塔の新設 等</p> <p>■以下の項目について技術検討が必要です。</p> <p>a 発電機自己励磁現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇しないことを評価いたします。 <p>b 定常状態での過電圧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無負荷送電線からの充電電流による定常的な電圧上昇を評価いたします。 <p>c インラッシュ過電流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）を評価いたします。 <p>d 過渡過電圧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インラッシュ電流に多く含まれる第二高調波と、系統固有の共振周波数が一致する場合に発生する共振性過電圧の有無を評価いたします。 <p>e 不平衡電流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インラッシュ電流に伴い発生する不平衡電流により、リレー動作トリップが発生しないことを評価いたします。 <p>f 系統事故時のリレー動作可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート初期は系統容量が小さいため、事故電流も小さくなることから、系統事故時にリレーが正常に動作出来るか評価いたします。 <p>g ブラックスタート機能の安定負荷供給方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート機能が安定運転できる出力となるまでの負荷供給ルート、手順、時間を検討いたします。 <p>h 対策および復旧手順の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 a～g の検討項目での評価・検討結果を踏まえ、設備絶縁破壊やリレー動作トリップなど復旧の支障となる事象の回避対策や復旧手順を検討いたします。 <p>i 発電能力（発電機容量・連続運転可否等）の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 h で検討した復旧手順に応じてブラックスタート機能に求められる発電能力を確認いたします。 <p>j 必要な機能・スペックの調整、確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート機能を提供いただくうえで、発電機に求められる機能、スペック、その他当社が必要と判断したものについて調整、確認いたします。 	<p>※1 費用負担の範囲については、工事目的・内容、当該工事により得られる効果等を勘案のうえ協議により決定いたします。</p> <p>※2 例) 変電所の新設、送電線・鉄塔の新設 等</p> <p>■以下の項目について技術検討が必要です。</p> <p>a 発電機自己励磁現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇しないことを評価いたします。 <p>b 定常状態での過電圧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無負荷送電線からの充電電流による定常的な電圧上昇を評価いたします。 <p>c インラッシュ過電流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）を評価いたします。 <p>d 過渡過電圧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インラッシュ電流に多く含まれる第二高調波と、系統固有の共振周波数が一致する場合に発生する共振性過電圧の有無を評価いたします。 <p>e 不平衡電流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インラッシュ電流に伴い発生する不平衡電流により、リレー動作トリップが発生しないことを評価いたします。 <p>f 系統事故時のリレー動作可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート初期は系統容量が小さいため、事故電流も小さくなることから、系統事故時にリレーが正常に動作出来るか評価いたします。 <p>g ブラックスタート機能の安定負荷供給方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート機能が安定運転できる出力となるまでの負荷供給ルート、手順、時間を検討いたします。 <p>h 対策および復旧手順の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 a～g の検討項目での評価・検討結果を踏まえ、設備絶縁破壊やリレー動作トリップなど復旧の支障となる事象の回避対策や復旧手順を検討いたします。 <p>i 発電能力（発電機容量・連続運転可否等）の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 h で検討した復旧手順に応じてブラックスタート機能に求められる発電能力を確認いたします。 <p>j 必要な機能・スペックの調整、確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート機能を提供いただくうえで、発電機に求められる機能、スペック、その他当社が必要と判断したものについて調整、確認いたします。 	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考																				
<p>第7章 応札方法</p> <p>■応札者は、入札書を募集期間内に2部（本書1部・写し1部）提出してください。</p> <p>1 入札書の提出</p> <table border="1" data-bbox="198 510 1139 1297"> <tr> <td data-bbox="198 510 388 583">ア 提出書類</td> <td data-bbox="388 510 1139 583">提出書類 「（様式1）入札申込書」および添付書類（「2 入札書への添付書類」を参照願います。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="198 583 388 831">イ 提出方法</td> <td data-bbox="388 583 1139 831">提出書類は部単位にまとめ、一式を持参または郵送により提出してください。なお、当社は入札書受領時に、受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="198 831 388 919">ウ 提出場所</td> <td data-bbox="388 831 1139 919">福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="198 919 388 1213">エ 募集期間</td> <td data-bbox="388 919 1139 1213">2020年〇月〇日（〇）～2020年〇月〇日（〇） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <ご連絡先> 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3340（代表）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="198 1213 388 1297">オ 入札を無効とするもの</td> <td data-bbox="388 1213 1139 1297">・記名押印のないもの ・提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの</td> </tr> </table> <p>・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。</p> <div data-bbox="421 1419 920 1671"> </div> <p>※1 同一の事業者が複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。 (例) 〇〇A、〇〇B ※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。</p>	ア 提出書類	提出書類 「（様式1）入札申込書」および添付書類（「2 入札書への添付書類」を参照願います。）	イ 提出方法	提出書類は部単位にまとめ、一式を持参または郵送により提出してください。なお、当社は入札書受領時に、受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。	ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ	エ 募集期間	2020年〇月〇日（〇）～2020年〇月〇日（〇） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <ご連絡先> 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3340（代表）	オ 入札を無効とするもの	・記名押印のないもの ・提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの	<p>第7章 応札方法</p> <p>■応札者は、入札書を募集期間内に2部（本書1部・写し1部）提出してください。</p> <p>1 入札書の提出</p> <table border="1" data-bbox="1299 510 2240 1297"> <tr> <td data-bbox="1299 510 1489 583">ア 提出書類</td> <td data-bbox="1489 510 2240 583">提出書類 「（様式1）入札申込書」および添付書類（「2 入札書への添付書類」を参照願います。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 583 1489 831">イ 提出方法</td> <td data-bbox="1489 583 2240 831">提出書類は部単位にまとめ、一式を持参または郵送により提出してください。なお、当社は入札書受領時に、受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 831 1489 919">ウ 提出場所</td> <td data-bbox="1489 831 2240 919">福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 919 1489 1213">エ 募集期間</td> <td data-bbox="1489 919 2240 1213">2024年12月23日（月）～2025年6月20日（金） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <ご連絡先> 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3340（代表）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 1213 1489 1297">オ 入札を無効とするもの</td> <td data-bbox="1489 1213 2240 1297">・記名押印のないもの ・提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの</td> </tr> </table> <p>・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。</p> <div data-bbox="1516 1419 2015 1671"> </div> <p>※1 同一の事業者が複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。 (例) 〇〇A、〇〇B ※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。</p>	ア 提出書類	提出書類 「（様式1）入札申込書」および添付書類（「2 入札書への添付書類」を参照願います。）	イ 提出方法	提出書類は部単位にまとめ、一式を持参または郵送により提出してください。なお、当社は入札書受領時に、受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。	ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ	エ 募集期間	2024年12月23日（月）～2025年6月20日（金） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <ご連絡先> 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3340（代表）	オ 入札を無効とするもの	・記名押印のないもの ・提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの	
ア 提出書類	提出書類 「（様式1）入札申込書」および添付書類（「2 入札書への添付書類」を参照願います。）																					
イ 提出方法	提出書類は部単位にまとめ、一式を持参または郵送により提出してください。なお、当社は入札書受領時に、受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。																					
ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ																					
エ 募集期間	2020年〇月〇日（〇）～2020年〇月〇日（〇） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <ご連絡先> 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3340（代表）																					
オ 入札を無効とするもの	・記名押印のないもの ・提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの																					
ア 提出書類	提出書類 「（様式1）入札申込書」および添付書類（「2 入札書への添付書類」を参照願います。）																					
イ 提出方法	提出書類は部単位にまとめ、一式を持参または郵送により提出してください。なお、当社は入札書受領時に、受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。																					
ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ																					
エ 募集期間	2024年12月23日（月）～2025年6月20日（金） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <ご連絡先> 九州電力送配電株式会社 系統技術本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3340（代表）																					
オ 入札を無効とするもの	・記名押印のないもの ・提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの																					

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>2 入札書への添付書類（様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。）</p> <p>(1) 応札者の概要（様式2）</p> <p>(2) 発電設備の仕様（様式3）</p> <p>(3) 発電設備の主要運用値・起動停止条件（様式4）</p> <p>(4) 発電設備の運転実績（様式5）</p> <p>(5) 運用条件に関わる事項（様式6）</p> <p>(6) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書</p> <p>※ 入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は円貨としていただきます。</p> <p>※ (2)及び(3)について、非常用発電機等に該当する発電機に係る記入は不要です。</p> <p>※ 添付書類(1)～(6)は、該当しないものがあっても、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、すべてを提出してください。</p> <p>※ 添付書類(1)に関し、会社概要等のパンフレット等を添付してください。</p> <p>3 郵送で応札する場合の留意事項</p> <p>郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、1ウに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。</p> <p>(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先を加えて「入札書在中」と記載してください。</p> <p>(2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。</p> <p>(3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。</p> <p>※ 「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到着していることを指します。</p> <p>※ 期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。</p> <p>※ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到着しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。</p> <p>(4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 追加資料提出</p> <p>・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。</p> <p>(2) 目的外利用</p> <p>・提出資料および募集手続を通じて知り得た情報は、当社はブラックスタート機能契約以外の目的で使用いたしません。</p> <p>(3) 必要電力 (kW)、必要電力量 (kWh) 等の通知</p> <p>・応札予定者は、必要電力 (kW)、必要電力量 (kWh) について、当社へお問い合わせください。</p>	<p>2 入札書への添付書類（様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。）</p> <p>(1) 応札者の概要（様式2）</p> <p>(2) 発電設備の仕様（様式3）</p> <p>(3) 発電設備の主要運用値・起動停止条件（様式4）</p> <p>(4) 発電設備の運転実績（様式5）</p> <p>(5) 運用条件に関わる事項（様式6）</p> <p>(6) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書</p> <p>※ 入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は円貨としていただきます。</p> <p>※ (2)及び(3)について、非常用発電機等に該当する発電機に係る記入は不要です。</p> <p>※ 添付書類(1)～(6)は、該当しないものがあっても、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、すべてを提出してください。</p> <p>※ 添付書類(1)に関し、会社概要等のパンフレット等を添付してください。</p> <p>3 郵送で応札する場合の留意事項</p> <p>郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、1ウに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。</p> <p>(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先を加えて「入札書在中」と記載してください。</p> <p>(2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。</p> <p>(3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。</p> <p>※ 「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到着していることを指します。</p> <p>※ 期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。</p> <p>※ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到着しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。</p> <p>(4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。</p> <p>4 その他留意事項</p> <p>(1) 追加資料提出</p> <p>・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。</p> <p>(2) 目的外利用</p> <p>・提出資料および募集手続を通じて知り得た情報は、当社はブラックスタート機能契約以外の目的で使用いたしません。</p> <p>(3) 必要電力 (kW) ・必要電力量 (kWh) 等の通知</p> <p>・応札予定者は、必要電力 (kW) ・必要電力量 (kWh) について、当社へお問い合わせください。</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>(3) 最低保証額</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記年間費用のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用（適正利潤を含みます。）の金額としていただきます。なお、落札した契約電源等について、「第 10 章 主な契約条件」(2)の算定式により算出した金額が最低保証額の金額を下回る場合は、最低保証額を基本料金としてお支払いいたしますので、「(様式 1) 入札書」に最低保証額、期待利潤の減少分、容量市場からの想定期待利潤の減少分および逸失利益相当額を記載いただきます。最低保証額は、上記年間費用のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用（適正利潤を含みます。）の金額としていただきます。 <p>(4) 消費税等相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> 外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格、逸失利益相当額および最低保証額に算入しないでください。 <p>(5) 事業税相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業税相当額の取扱いについては、次の a、b を選択のうえ、「(様式 2) 応札者の概要」で提示していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> a 収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は入札価格、逸失利益相当額および最低保証額には算入しないでください。 b 収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額の加算はいたしませんので、それを踏まえた入札価格、逸失利益相当額および最低保証額としてください。 ※ 応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、原則変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。 ※ 税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。 	<p>(3) 最低保証額</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約電源等を維持するために要する年間費用（適正利潤を含みます。）のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用（適正利潤を含みます。）の金額としていただきます。 <p>(4) 消費税等相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> 外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格、逸失利益相当額および最低保証額に算入しないでください。 <p>(5) 事業税相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業税相当額の取扱いについては、次の a、b を選択のうえ、「(様式 2) 応札者の概要」で提示していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> a 収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は入札価格、逸失利益相当額および最低保証額には算入しないでください。 b 収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額の加算はいたしませんので、それを踏まえた入札価格、逸失利益相当額および最低保証額としてください。 ※ 応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、原則変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。 ※ 税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金算定式の見直しに伴う修正

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>第9章 落札案件の決定</p> <p>■落札案件の決定は、以下のとおりといたします。</p> <p>(1) 落札案件の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札案件が『第6章 募集概要』を満たすかを、当社との間で実施した『第6章 募集概要』に定める技術検討の結果（完了の有無を含みます。）、および提出書類（必要に応じて当社が求めた追加資料も含みます。）の内容にもとづき確認いたします。なお、『第6章 募集概要』の内、「運用要件」については、当該事項に応じることを前提に入札いただいたものと見做します。 ・ 『第6章 募集概要』を満たす案件の応募が、募集規模を上回る場合は、以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。 <p>a 評価用入札価格の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価用入札価格は、容量市場への応札有無を問わず、以下式のとおり算定するものといたします。 $\text{評価用入札価格} = \text{入札価格} - \text{容量市場からの想定期待利潤} + \text{逸失利益相当額}$ <p>容量市場からの想定期待利潤 = 想定期待容量※1,2 × 2024 年度容量市場メインオークションの指標価格 (Net CONE : 9,875 円/kW) - 想定経過措置控除額※3</p> <p>※1 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」（以下「2028年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、第10章（2）の算定で用いる期待容量と異なる場合があります。</p> <p>※2 ブラックスタート電源として落札した発電所を容量市場に入札する際には、必要電力量（kWh）を制約として考慮した上で、期待容量を算出して入札する必要があります。</p> <p>※3 2028年度容量市場要綱「第7章 契約条件」に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、容量市場へ0円/kWで応札するものと仮定して算定するものとします。</p>	<p>第9章 落札案件の決定</p> <p>■落札案件の決定は、以下のとおりといたします。</p> <p>(1) 落札案件の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札案件が『第6章 募集概要』を満たすかを、当社との間で実施した『第6章 募集概要』に定める技術検討の結果（完了の有無を含みます。）、および提出書類（必要に応じて当社が求めた追加資料も含みます。）の内容にもとづき確認いたします。なお、『第6章 募集概要』の内、「運用要件」については、当該事項に応じることを前提に入札いただいたものと見做します。 ・ 『第6章 募集概要』を満たす案件の応募が、募集規模を上回る場合は、以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。 <p>a 評価用入札価格の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価用入札価格は、容量市場への応札有無を問わず、以下の算定式のとおり算定するものといたします。 $\text{評価用入札価格} = \text{入札価格} - (\text{容量市場からの想定期待利潤}^{\ast 1} - \text{容量市場からの想定期待利潤の減少分})$ <p>容量市場からの想定期待利潤 = 想定期待容量※2,3 × 2024 年度容量市場メインオークションの指標価格 (Net CONE : 9,875 円/kW) - 想定経過措置控除額※4</p> <p>上記算定結果と逸失利益相当額および最低保証額の合計との大小関係から、評価用入札価格は以下のとおりといたします。</p> <p>イ 逸失利益相当額+最低保証額 ≤ 評価用入札価格算定結果 算定結果を評価用入札価格といたします。</p> <p>ロ 逸失利益相当額+最低保証額 > 評価用入札価格算定結果 逸失利益相当額と最低保証額の合計を評価用入札価格といたします。</p> <p>※1 容量市場からの想定期待利潤は必要電力（kW）・必要電力量（kWh）を控除する前の値（円）といたします。</p> <p>※2 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」（以下「2028年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値（なお、※1を算出した値とする）とし、入札書「8 想定期待容量」に記載いただいた数値とします。なお、第10章（2）の算定で用いる期待容量と異なる場合があります。</p> <p>※3 一方、容量市場に入札する際には、ブラックスタート電源として落札した発電所が純揚水式の場合、必要電力量（kWh）を制約として考慮した上で、期待容量を算出して入札する必要があります。</p> <p>※4 2028年度容量市場要綱「第7章 契約条件」に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、容量市場へ0円/kWで応札するものと仮定して算定するものとします。</p>	<p>・ 基本料金算定式の見直しに伴う修正</p>

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>・上記算定式において、逸失利益相当額は、以下のとおりといたします。</p> <p>イ 本募集の入札価格が容量市場からの想定期待利潤以上の場合 (イ) (本募集の入札価格－容量市場からの想定期待利潤) \geq (期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分) の場合 ないものといたします。</p> <p>(ロ) (本募集の入札価格－容量市場からの想定期待利潤) $<$ (期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分) の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分) － (本募集の入札価格－容量市場からの想定期待利潤)</p> <p>ロ 本募集の入札価格が容量市場からの想定期待利潤を下回る場合 (イ) (期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分) \geq 最低保証額の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分) － 最低保証額</p> <p>(ロ) (期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分) $<$ 最低保証額の場合 ないものといたします。</p> <p>なお、a. の算定式により算出した金額が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を評価用入札価格といたします。</p> <p>b 落札案件の決定 ・評価用入札価格が安価なものから落札案件を決定いたします。</p> <p>(2) 落札案件決定後の手続き ・落札案件決定後、すべての応札者に結果をお知らせいたします。 ・落札者は、2020年〇月〇日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。</p>	<p>b 落札案件の決定 ・評価用入札価格が安価なものから落札案件を決定いたします。</p> <p>(2) 落札案件決定後の手続き ・落札案件決定後、すべての応札者に結果をお知らせいたします。 ・落札者は、2025年8月22日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考												
<p>第10章 主な契約条件</p> <p>■主な契約条件は以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 441 326 546">(1) 契約期間</td> <td data-bbox="326 441 566 546">・ 契約締結から全ての債務の履行完了まで</td> <td data-bbox="566 441 1154 546">■ 契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 546 326 1803">(2) 料金</td> <td data-bbox="326 546 566 1803">・ 基本料金、従量料金</td> <td data-bbox="566 546 1154 1803"> <p>a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。</p> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}-容量市場から支払われる対価相当額+逸失利益相当額</p> <p>容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*2} × 約定価格^{*3} - 経過措置控除額^{*4}</p> </td> </tr> </table>	(1) 契約期間	・ 契約締結から全ての債務の履行完了まで	■ 契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。	(2) 料金	・ 基本料金、従量料金	<p>a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。</p> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}-容量市場から支払われる対価相当額+逸失利益相当額</p> <p>容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*2} × 約定価格^{*3} - 経過措置控除額^{*4}</p>	<p>第10章 主な契約条件</p> <p>■主な契約条件は以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1273 441 1427 546">(1) 契約期間</td> <td data-bbox="1427 441 1668 546">・ 契約締結から全ての債務の履行完了まで</td> <td data-bbox="1668 441 2252 546">■ 契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 546 1427 1803">(2) 料金</td> <td data-bbox="1427 546 1668 1803">・ 基本料金、従量料金</td> <td data-bbox="1668 546 2252 1803"> <p>a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。</p> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}-（容量市場から支払われる対価相当額^{*2}-容量市場から支払われる対価相当額の減少分）</p> <p>容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*3} × 約定価格^{*4} - 経過措置控除額^{*5}</p> <p>上記算定結果と逸失利益相当額および最低保証額の合計との大小関係から、基本料金は以下のとおりといたします。</p> <p>イ 逸失利益相当額+最低保証額 ≤ 基本料金算定結果 算定結果を基本料金といたします。</p> <p>ロ 逸失利益相当額+最低保証額 > 基本料金算定結果 逸失利益相当額と最低保証額の合計を基本料金といたします。</p> <p>基本料金に係る覚書の締結に向けて、期待利潤および期待利潤の減少分について再算定いただき、入札時に算定された当該価格との比較により精査^{*6}したうえ、基本料金を決定するものといたします。</p> <p>なお、基本料金に係る覚書の締結時に算定される基本料金は、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算定される基本料金を上回らないものといたします。</p> <p>上記再算定については、以下スケジュールにてご対応いただきます。ただし、以下スケジュールについては、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。</p> <p>2028年12月1日（金）～2028年12月29日（金） 期待利潤および期待利潤の減少分再算定実施および算定結果の提出</p> </td> </tr> </table>	(1) 契約期間	・ 契約締結から全ての債務の履行完了まで	■ 契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。	(2) 料金	・ 基本料金、従量料金	<p>a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。</p> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}-（容量市場から支払われる対価相当額^{*2}-容量市場から支払われる対価相当額の減少分）</p> <p>容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*3} × 約定価格^{*4} - 経過措置控除額^{*5}</p> <p>上記算定結果と逸失利益相当額および最低保証額の合計との大小関係から、基本料金は以下のとおりといたします。</p> <p>イ 逸失利益相当額+最低保証額 ≤ 基本料金算定結果 算定結果を基本料金といたします。</p> <p>ロ 逸失利益相当額+最低保証額 > 基本料金算定結果 逸失利益相当額と最低保証額の合計を基本料金といたします。</p> <p>基本料金に係る覚書の締結に向けて、期待利潤および期待利潤の減少分について再算定いただき、入札時に算定された当該価格との比較により精査^{*6}したうえ、基本料金を決定するものといたします。</p> <p>なお、基本料金に係る覚書の締結時に算定される基本料金は、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算定される基本料金を上回らないものといたします。</p> <p>上記再算定については、以下スケジュールにてご対応いただきます。ただし、以下スケジュールについては、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。</p> <p>2028年12月1日（金）～2028年12月29日（金） 期待利潤および期待利潤の減少分再算定実施および算定結果の提出</p>	<p>・ 基本料金算定式の見直しに伴う修正</p> <p>・ 基本料金に係る覚書の締結について、期待利潤および期待利潤の減少分を再算定・精査のうえ実施することによる追記</p>
(1) 契約期間	・ 契約締結から全ての債務の履行完了まで	■ 契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。												
(2) 料金	・ 基本料金、従量料金	<p>a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。</p> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}-容量市場から支払われる対価相当額+逸失利益相当額</p> <p>容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*2} × 約定価格^{*3} - 経過措置控除額^{*4}</p>												
(1) 契約期間	・ 契約締結から全ての債務の履行完了まで	■ 契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。												
(2) 料金	・ 基本料金、従量料金	<p>a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。</p> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}-（容量市場から支払われる対価相当額^{*2}-容量市場から支払われる対価相当額の減少分）</p> <p>容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*3} × 約定価格^{*4} - 経過措置控除額^{*5}</p> <p>上記算定結果と逸失利益相当額および最低保証額の合計との大小関係から、基本料金は以下のとおりといたします。</p> <p>イ 逸失利益相当額+最低保証額 ≤ 基本料金算定結果 算定結果を基本料金といたします。</p> <p>ロ 逸失利益相当額+最低保証額 > 基本料金算定結果 逸失利益相当額と最低保証額の合計を基本料金といたします。</p> <p>基本料金に係る覚書の締結に向けて、期待利潤および期待利潤の減少分について再算定いただき、入札時に算定された当該価格との比較により精査^{*6}したうえ、基本料金を決定するものといたします。</p> <p>なお、基本料金に係る覚書の締結時に算定される基本料金は、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算定される基本料金を上回らないものといたします。</p> <p>上記再算定については、以下スケジュールにてご対応いただきます。ただし、以下スケジュールについては、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。</p> <p>2028年12月1日（金）～2028年12月29日（金） 期待利潤および期待利潤の減少分再算定実施および算定結果の提出</p>												

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】			【見直し後（募集内容）】			備 考
		<p>※1 監督官庁によるブラックスタート機能公募調達結果の事後確認に伴い、期待利潤の再計算が必要となる場合があります。</p> <p>※2 広域機関が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029年度）」（以下「2029年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とします。なお、合理的な理由がある場合を除き、第9章（1）の想定期待容量を下回らないものとします。</p> <p>※3 2029年度容量市場要綱に規定する「約定価格」の決定方法により決定された値とします。</p> <p>※4 2029年度容量市場要綱に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とします。</p> <p>なお、本契約における契約電源等を2029年度向け容量市場へ応札しなかった場合および応札し落選した場合は、0円/kWで応札したものと見做して算定するものとします。</p> <p>注）上記の基本料金算定式は、現時点で広域機関が公表している2028年度容量市場要綱の規定を前提としております。今後、国の各審議会、容量市場要綱に関する意見募集等を踏まえて、規定内容が変更となった場合は、変更後の内容に従って算出するものといたします。また、※2および4について、発電所の一部ユニットを入札し、容量市場要綱に規定する算定方法に準じて算定することが困難であると当社が判断した場合、別途、応札者と協議のうえ、合理的な値を算定するものとします。</p>			<p>2029年1月8日（月）～2029年2月28日（水） 再算定結果の確認、協議 2029年3月1日（木）～2029年3月29日（木） 基本料金に係る覚書の締結</p> <p>※1 監督官庁によるブラックスタート機能公募調達結果の事後確認に伴い、期待利潤の再計算が必要となる場合があります。</p> <p>※2 容量市場から支払われる対価相当額は必要電力(kW)・必要電力量(kWh)控除する前の値(円)といたします。</p> <p>※3 広域機関が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029年度）」（以下「2029年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値（なお、※2を算出した値とする）とします。なお、合理的な理由がある場合を除き、第9章（1）の想定期待容量を下回らないものとします。</p> <p>※4 2029年度容量市場要綱に規定する「約定価格」の決定方法により決定された値とします。</p> <p>※5 2029年度容量市場要綱に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とします。</p> <p>なお、本契約における契約電源等を2029年度向け容量市場へ応札しなかった場合および応札し落選した場合は、0円/kWで応札したものと見做して算定するものとします。</p> <p>※6 精査に必要な諸元となる資料を提出していただきます。</p> <p>注）上記の基本料金算定式は、現時点で広域機関が公表している2028年度容量市場要綱の規定を前提としております。今後、国の各審議会、容量市場要綱に関する意見募集等を踏まえて、規定内容が変更となった場合は、変更後の内容に従って算出するものいたします。また、※3および5について、発電所の一部ユニットを入札し、容量市場要綱に規定する算定方法に準じて算定することが困難であると当社が判断した場合、別途、応札者と協議のうえ、合理的な値を算定するものとします。</p>	<p>・基本料金に係る覚書の締結について、期待利潤および期待利潤の減少分を再算定・精査のうえ実施することによる追記</p>

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】			【見直し後（募集内容）】			備 考
		<p>b. 上記算定式において、逸失利益相当額は、以下のとおりといたします。</p> <p>イ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額以上の場合</p> <p>(イ) (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額) \geq (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) の場合 ないものといたします。</p> <p>(ロ) (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額) < (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分)－(本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額)</p> <p>ロ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額を下回る場合</p> <p>(イ) (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) \geq 最低保証額の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分)－最低保証額</p> <p>(ロ) (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) < 最低保証額の場合 ないものといたします。</p> <p>なお、a. の上記算定式により算出した金額が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を基本料金といたします。</p> <p>c. 上記により決定した基本料金を12で除した金額を、各料金算定期間（毎月1日から当該月末日まで）の翌月22日（当該日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までにお支払いいたします。なお、端数は3月分料金で調整いたします。</p> <p>d. ブラックスタートによる電力供給に係る料金（従量料金）については、別途協議により定めるものといたします。</p> <p>e. 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。</p>				
					<p>b. 上記により決定した基本料金を12で除した金額を、各料金算定期間（毎月1日から当該月末日まで）の翌月22日（当該日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までにお支払いいたします。なお、端数は3月分料金で調整いたします。</p> <p>c. ブラックスタートによる電力供給に係る料金（従量料金）については、別途協議により定めるものといたします。</p> <p>d. 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。</p>	

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】			【見直し後（募集内容）】			備考
		<p>f. 事業税相当額は、収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますの、収入割を含む・収入割を含まない、いずれに該当するか、「（様式2）応札者の概要」で提示していただきます。</p>			<p>e. 事業税相当額は、収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますの、収入割を含む・収入割を含まない、いずれに該当するか、「（様式2）応札者の概要」で提示していただきます。</p>	
(3) 契約解除	・契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能	<p>■当社または契約者のいずれか一方が、次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちにブラックスタート機能契約を解除することができるものといたします。</p> <p>a ブラックスタート機能契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず7日以内に当該違反が是正されないとき</p> <p>b 破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産関連法規にもとづく手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき</p> <p>c 解散の決議を行ったとき</p> <p>d 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</p> <p>e 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき</p> <p>f 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>g 資産または信用状態に重大な変化が生じ、ブラックスタート機能契約にもとづく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</p> <p>h その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>■契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべき者は相手方の損害賠償の責を負うことといたします。</p>	(3) 契約解除	・契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能	<p>■当社または契約者のいずれか一方が、次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちにブラックスタート機能契約を解除することができるものといたします。</p> <p>a ブラックスタート機能契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず7日以内に当該違反が是正されないとき</p> <p>b 破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産関連法規にもとづく手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき</p> <p>c 解散の決議を行ったとき</p> <p>d 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</p> <p>e 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき</p> <p>f 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>g 資産または信用状態に重大な変化が生じ、ブラックスタート機能契約にもとづく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</p> <p>h その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>■契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべき者は相手方の損害賠償の責を負うことといたします。</p>	
(4) 契約者の自己都合による解約または解除に伴う費用負担	・自己都合の解約または解除に伴う費用負担	<p>■契約者の都合によって契約を解約または解除することとなった場合は、「(3)契約解除」にかかわらず、当社は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を契約者に求めることができるものとし、契約者は、これに応じていただきます。</p>	(4) 契約者の自己都合による解約または解除に伴う費用負担	・自己都合の解約または解除に伴う費用負担	<p>■契約者の都合によって契約を解約または解除することとなった場合は、「(3)契約解除」にかかわらず、当社は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を契約者に求めることができるものとし、契約者は、これに応じていただきます。</p>	
(5) 必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更	・必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更時の取り扱い	<p>■必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が減少となったとき、または、契約者の責によらず必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が増加となったとき、変更後の必要電力(kW)または必要電力量(kWh)にて基本料金の再算定を実施するものといたします。</p>	(5) 必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更	・必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更時の取り扱い	<p>■必要電力(kW)または必要電力量(kWh)が減少となったとき、または、契約者の責によらず必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が増加となったとき、変更後の必要電力(kW)または必要電力量(kWh)にて基本料金の再算定の実施について協議するものといたします。</p>	・再算定について協議とする旨を追記

「ブラックスタート機能募集要綱」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>第11章 ブラックスタート機能契約の締結</p> <p>■落札者は、202〇年〇月〇日までに当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。</p>	<p>第 11 章 ブラックスタート機能契約の締結</p> <p>■落札者は、2025 年 8 月 22 日までに当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p style="text-align: center;">ブラックスタート機能契約書 【標準契約書】（案）</p> <p>〇〇株式会社（以下「甲」という。）と九州電力送配電株式会社（以下「乙」という。）とは、2024年〇月〇日に乙が公表したブラックスタート機能募集要綱（2029年度運用分）（以下「募集要綱」という。）にもとづき、乙の電力系統における停電解消のためのブラックスタート機能の提供について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。</p> <p>（ブラックスタート機能の提供）</p> <p>第1条 甲は、別紙1の発電設備（以下「契約電源等」という。）を用いて、乙に対してブラックスタート機能の提供を行うものとする。</p> <p>2 本契約において、ブラックスタート機能の提供とは、乙の電力系統の広範囲に及ぶ停電が発生した場合に、本契約第2条に規定する受電地点において、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、停電の復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給することをいう。</p> <p>（受電地点および送電上の責任分界点）</p> <p>第2条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙との間で託送供給等約款にもとづき締結されている発電量調整供給契約の定めに基づるものとする。</p> <p>（財産分界点および管理補修）</p> <p>第3条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、乙との間で託送供給等約款にもとづき締結されている発電量調整供給契約の定めに基づるものとする。</p> <p>（送電端出力、受電地点特定番号、電圧、ブラックスタート必要電力（kW）および必要電力量（kWh））</p> <p>第4条 契約電源等の送電端出力、受電地点特定番号、電圧、ブラックスタート必要電力（kW）および必要電力量（kWh）は別紙1のとおりとする。</p> <p>（設備要件）</p> <p>第5条 甲は、契約電源等について、募集要綱に定める「設備要件」を満たすものとする。</p>	<p style="text-align: center;">ブラックスタート機能契約書 【標準契約書】</p> <p>〇〇株式会社（以下「甲」という。）と九州電力送配電株式会社（以下「乙」という。）とは、2024年12月23日に乙が公表したブラックスタート機能募集要綱（2029年度運用分）（以下「募集要綱」という。）にもとづき、乙の電力系統における停電解消のためのブラックスタート機能の提供について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。</p> <p>（ブラックスタート機能の提供）</p> <p>第1条 甲は、別紙1の発電設備（以下「契約電源等」という。）を用いて、乙に対してブラックスタート機能の提供を行うものとする。</p> <p>2 本契約において、ブラックスタート機能の提供とは、乙の電力系統の広範囲に及ぶ停電が発生した場合に、本契約第2条に規定する受電地点において、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、停電の復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給することをいう。</p> <p>（受電地点および送電上の責任分界点）</p> <p>第2条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙との間で託送供給等約款にもとづき締結されている発電量調整供給契約の定めに基づるものとする。</p> <p>（財産分界点および管理補修）</p> <p>第3条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、乙との間で託送供給等約款にもとづき締結されている発電量調整供給契約の定めに基づるものとする。</p> <p>（送電端出力、受電地点特定番号、電圧、ブラックスタート必要電力（kW）および必要電力量（kWh））</p> <p>第4条 契約電源等の送電端出力、受電地点特定番号、電圧、ブラックスタート必要電力（kW）および必要電力量（kWh）は別紙1のとおりとする。</p> <p>（設備要件）</p> <p>第5条 甲は、契約電源等について、募集要綱に定める「設備要件」を満たすものとする。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>(運用要件)</p> <p>第6条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従いブラックスタート機能を提供するものとする。</p> <p>(1) 甲は、次条にもとづきあらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、ブラックスタート機能を提供可能な状態に維持すること。</p> <p>(2) 甲は、ブラックスタート機能等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ遅滞なく復旧できるよう努めること。</p> <p>(3) 甲は、ブラックスタート機能等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。</p> <p>(4) 甲は、乙が実施する、乙の電力系統における広範囲におよぶ停電を想定した復旧訓練に参加すること。(訓練を実施しない年度は、非常用発電機等の起動試験を実施し、乙にその結果を報告すること。)</p> <p>2 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下総称して「本契約等」という。）を遵守するものとする。</p> <p>(停止計画)</p> <p>第7条 甲は乙が定める期日までに、乙に対して本契約第15条に定めるブラックスタートの提供期間（以下「提供期間」という。）におけるブラックスタート機能の停止計画の案を提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等、作業停止期間短縮に努めること。</p> <p>(2) 甲は、乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。</p> <p>(計量)</p> <p>第8条 契約電源等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取付けた記録型計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲</p>	<p>(運用要件)</p> <p>第6条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従いブラックスタート機能を提供するものとする。</p> <p>(1) 甲は、次条にもとづきあらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、ブラックスタート機能を提供可能な状態に維持すること。</p> <p>(2) 甲は、ブラックスタート機能等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ遅滞なく復旧できるよう努めること。</p> <p>(3) 甲は、ブラックスタート機能等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。</p> <p>(4) 甲は、乙が実施する、乙の電力系統における広範囲におよぶ停電を想定した復旧訓練に参加すること。(訓練を実施しない年度は、非常用発電機等の起動試験を実施し、乙にその結果を報告すること。)</p> <p>2 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下総称して「本契約等」という。）を遵守するものとする。</p> <p>(停止計画)</p> <p>第7条 甲は乙が定める期日までに、乙に対して本契約第15条に定めるブラックスタートの提供期間（以下「提供期間」という。）におけるブラックスタート機能の停止計画の案を提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等、作業停止期間短縮に努めること。</p> <p>(2) 甲は、乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。</p> <p>(計量)</p> <p>第8条 契約電源等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取付けた記録型計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>乙の協議により定めるものとする。</p> <p>2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ別途電力量を決定するものとする。</p> <p>（計量器等の取付け）</p> <p>第9条 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、2020年4月1日実施の乙の託送供給等約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき、あらかじめ計量器等を取り付けることはしないものとする。なお、乙が約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。</p> <p>2 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙に支払うものとする。</p> <p>（通信設備等の施設）</p> <p>第10条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等を以下の区分で施設するものとする。</p> <p>（1）発電所構内の通信装置、出力制御装置等 甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。</p> <p>（2）発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等 乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。</p> <p>（3）上記（1）、（2）以外の通信線等 乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。</p>	<p>乙の協議により定めるものとする。</p> <p>2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ別途電力量を決定するものとする。</p> <p>（計量器等の取付け）</p> <p>第9条 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、2024年10月1日実施の乙の託送供給等約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき、あらかじめ計量器等を取り付けることはしないものとする。なお、乙が約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。</p> <p>2 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙に支払うものとする。</p> <p>（通信設備等の施設）</p> <p>第10条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等を以下の区分で施設するものとする。</p> <p>（1）発電所構内の通信装置、出力制御装置等 甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。</p> <p>（2）発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等 乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。</p> <p>（3）上記（1）、（2）以外の通信線等 乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>(料金)</p> <p>第11条 乙は、ブラックスタート機能の提供に係る料金として、本契約第12条に定める月間料金および本契約第13条に定める従量料金を甲に支払うものとする。</p> <p>2 ブラックスタートの提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。</p> <p>(基本料金および月間料金)</p> <p>第12条 ブラックスタート機能の提供に係る基本料金は、2029年度が実需給年度となる容量市場の約定価格(円/kW)が確定した後に、契約電源等ごとに以下の算定式により算出した金額とする。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものとする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}－容量市場から支払われる対価相当額 ＋ 逸失利益相当額 容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*2} × 約定価格^{*3} － 経過措置控除額^{*4}</p> </div>	<p>(料金)</p> <p>第11条 乙は、ブラックスタート機能の提供に係る料金として、本契約第12条に定める月間料金および本契約第13条に定める従量料金を甲に支払うものとする。</p> <p>2 ブラックスタートの提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。</p> <p>(基本料金および月間料金)</p> <p>第12条 ブラックスタート機能の提供に係る基本料金は、2029年度が実需給年度となる容量市場の約定価格(円/kW)が確定した後に、契約電源等ごとに以下のとおり算定するものとする。なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>基本料金=本募集の入札価格^{*1}－（容量市場から支払われる対価相当金額^{*2} －容量市場から支払われる対価相当額の減少分） 容量市場から支払われる対価相当額 = 期待容量^{*3} × 約定価格^{*4} － 経過措置控除額^{*5}</p> </div> <p>上記算定結果と逸失利益相当額および最低保証額の大小関係から、基本料金は以下のとおりとする。</p> <p>イ 逸失利益相当額＋最低保証額≤基本料金算定結果 算定結果を基本料金とする。</p> <p>ロ 逸失利益相当額＋最低保証額＞基本料金算定結果 逸失利益相当額と最低保証額の合計を基本料金とする。</p> <p>甲は、基本料金に係る覚書の締結に向けて、期待利潤および期待利潤の減少分について再算定するものとし、乙は、入札時に算定された当該価格との比較により精査^{*6}したうえ、基本料金を決定するものとする。</p> <p>なお、基本料金に係る覚書の締結時に算定される基本料金は、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算定される基本料金を上回らないものとする。</p> <p>上記再算定については、以下スケジュールにて対応するものとし、変更する場合、乙は、速やかに甲へ通知するものとする。</p>	<p>・基本料金算定式の見直しに伴う修正</p> <p>・基本料金に係る覚書の締結について、期待利潤および期待利潤の減少分を再算定・精査のうえ実施することによる追記</p>

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>※1 監督官庁によるブラックスタート機能公募調達結果の事後確認により、期待利潤の再計算が必要となる場合がある。</p> <p>※2 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029年度）」（以下「容量市場要綱」という。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とする。なお、合理的な理由がある場合を除き、入札要綱に定める「落札案件の決定」の想定期待容量を下回らないものとする。</p> <p>※3 容量市場要綱に規定する「約定価格」の決定方法により決定された値とする。</p> <p>※4 容量市場要綱に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とする。</p> <p>なお、本契約における契約電源等を2029年度向け容量市場へ応札しなかった場合および応札し落選した場合は、0円/kWで応札したものと見做して算定するものとする。</p> <p>注) 上記の基本料金算定式は、現時点で広域機関が公表している「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」の規定を前提としている。今後、国の各審議会、容量市場要綱に関する意見募集等を踏まえて、規定内容が変更となった場合は、変更後の内容に従って算出するものとする。また、※2および4について、発電所の一部ユニットを入札し、容量市場要綱に規定する算定方法に準じて算定することが困難であると当社が判断した場合、別途、応札者と協議のうえ、合理的な値を算定するものとする。</p>	<p>2028年12月1日（金）～12月29日（金） 甲は、乙へ期待利潤および期待利潤の減少分再算定実施および算定結果を提出するものとする。</p> <p>2029年1月8日（月）～2029年2月28日（水） 乙は、甲の再算定結果の確認のうえ、協議を行うものとする。</p> <p>2029年3月1日（木）～2029年3月29日（木） 甲および乙は、基本料金に係る覚書の締結を行うものとする。</p> <p>※1 監督官庁によるブラックスタート機能公募調達結果の事後確認により、期待利潤の再計算が必要となる場合がある。</p> <p>※2 容量市場から支払われる対価相当額は必要電力(kW)・必要電力量(kWh)を控除する前の値(円)とする。</p> <p>※3 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029年度）」（以下「容量市場要綱」という。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とする。なお、合理的な理由がある場合を除き、入札要綱に定める「落札案件の決定」の想定期待容量を下回らないものとする。</p> <p>※4 容量市場要綱に規定する「約定価格」の決定方法により決定された値とする。</p> <p>※5 容量市場要綱に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とする。</p> <p>なお、本契約における契約電源等を2029年度向け容量市場へ応札しなかった場合および応札し落選した場合は、0円/kWで応札したものと見做して算定するものとする。</p> <p>※6 甲は、乙へ精査に必要な諸元となる資料を提出するものとする。</p> <p>注) 上記の基本料金算定式は、現時点で広域機関が公表している「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」の規定を前提としている。今後、国の各審議会、容量市場要綱に関する意見募集等を踏まえて、規定内容が変更となった場合は、変更後の内容に従って算出するものとする。また、※2および4について、発電所の一部ユニットを入札し、容量市場要綱に規定する算定方法に準じて算定することが困難であると当社が判断した場合、別途、応札者と協議のうえ、合理的な値を算定するものとする。</p>	<p>・基本料金に係る覚書の締結について、期待利潤および期待利潤の減少分を再算定・精査のうえ実施することによる追記</p> <p>・基本料金算定式の見直しに伴う修正</p> <p>・基本料金に係る覚書の締結について、期待利潤および期待利潤の減少分を再算定・精査のうえ実施することによる追記</p>

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>2 甲は、契約電源等に関する2029年度向け容量市場への応札有無、応札内容および落札結果等の前項に定める金額を算定するにあたって必要となる情報を乙が別途定める期日までに提示するものとする。</p> <p>3 上記の基本料金算定式において、逸失利益相当額は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額以上の場合</p> <p>(イ) (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額) \geq (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) の場合 ないものとする。</p> <p>(ロ) (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額) $<$ (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) － (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額)</p> <p>ロ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額を下回る場合</p> <p>(イ) (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) \geq 最低保証額の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) － 最低保証額</p> <p>(ロ) (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) $<$ 最低保証額の場合 ないものとする。</p>	<p>2 上記の基本料金算定式において、逸失利益相当額は、以下の a および b の合計金額を指すものとする。</p> <p>a. 期待利潤の減少分 必要電力 (kW) ・ 必要電力量 (kWh) の確保に伴い、卸電力市場への投入等ができないことによる期待利潤の逸失分</p> <p>b. 容量市場から支払われる対価相当額の減少分 必要電力 (kW) ・ 必要電力量 (kWh) の確保に伴う容量市場から支払われる対価相当額の逸失分</p> <p>3 甲は、契約電源等に関する2029年度向け容量市場への応札有無、応札内容および落札結果等の前項に定める金額を算定するにあたって必要となる情報を乙が別途定める期日までに提示するものとする。</p>	<p>・基本料金算定式の見直しに伴う修正</p>

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>4 第1項による基本料金の算定結果が、甲が入札時に乙に提示した「ブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限の費用相当額」の金額（以下「最低保証額」という。）を下回る場合は、最低保証額を基本料金とする。</p> <p>5 月間料金は第1項および前項により算出した金額を12で除した金額（端数が生じる場合は、3月分料金で調整するものとする。）を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。</p> <p>6 必要電力（kW）または必要電力量（kWh）が減少となったとき、または、甲の責によらず必要電力（kW）または必要電力量（kWh）が増加となったとき、変更後の必要電力（kW）または必要電力量（kWh）にて基本料金の再算定を実施するものとする。</p> <p>（従量料金）</p> <p>第13条 ブラックスタート機能の提供に伴う電力供給に係る料金（従量料金）は、起動時の所内電力量増分費用、他発電所への所内電力の供給に係る費用等にもとづき、別途甲乙協議により決定した金額とする。</p> <p>（料金の支払い）</p> <p>第14条 乙は、本契約第11条にもとづく各料金について、原則として、以下の期日までに、甲に通知し、乙が各料金の通知のために発行する仕入明細書を「適格請求書等保存方式」における適格請求書等とする。なお、通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤り等に関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。</p> <p>（1）月間料金 料金算定期間の翌月15日</p> <p>（2）従量料金 料金算定期間の翌々月15日</p>	<p>4 月間料金は第1項および前項により算出した金額を12で除した金額（端数が生じる場合は、3月分料金で調整するものとする。）を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。</p> <p>5 必要電力（kW）または必要電力量（kWh）が減少となったとき、または、甲の責によらず必要電力（kW）または必要電力量（kWh）が増加となったとき、変更後の必要電力（kW）または必要電力量（kWh）にて基本料金の再算定の実施について協議するものとする。</p> <p>（従量料金）</p> <p>第13条 ブラックスタート機能の提供に伴う電力供給に係る料金（従量料金）は、起動時の所内電力量増分費用、他発電所への所内電力の供給に係る費用等にもとづき、別途甲乙協議により決定した金額とする。</p> <p>（料金の支払い）</p> <p>第14条 乙は、本契約第11条にもとづく各料金について、原則として、以下の期日までに、甲に通知し、乙が各料金の通知のために発行する仕入明細書を「適格請求書等保存方式」における適格請求書等とする。なお、通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤り等に関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。</p> <p>（1）月間料金 料金算定期間の翌月15日</p> <p>（2）従量料金 料金算定期間の翌々月15日</p>	<p>・再算定について協議とする旨を追記</p>

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>2 甲は、月間料金に本契約第23条に定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額（ただし、事業税相当額は、甲の事業税に収入割を含む場合で、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。以下同じ。）を、前項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に請求書により乙に請求し、乙は同月末日（ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が前項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数分に応じて支払期限日も延長されるものとする。なお、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。</p> <p>3 甲は、従量料金に本契約第23条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を、第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に請求書により乙に請求するものとし、乙は同月末日（ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数分に応じて支払期限日も延長されるものとする。なお、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。</p> <p>4 乙は、前2項の支払いを支払期限日までに行わなかった場合、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税相当額および事業税相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。</p> <p>5 本契約第11条にもとづく各料金が不相当と認められる場合、乙は速やかに各料金の再算定および甲への通知を行うものとし、再算定後の各料金と既精算額との差額に関する仕入明細書の発行は、該当する料金算定期間の月間料金または従量料金の単位で行うものとする。なお、当該差額の通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤り等に関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。</p>	<p>2 甲は、月間料金に本契約第23条に定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額（ただし、事業税相当額は、甲の事業税に収入割を含む場合で、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。以下同じ。）を、前項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に請求書により乙に請求し、乙は同月末日（ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が前項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数分に応じて支払期限日も延長されるものとする。なお、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。</p> <p>3 甲は、従量料金に本契約第23条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を、第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に請求書により乙に請求するものとし、乙は同月末日（ただし、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が第1項にもとづく通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数分に応じて支払期限日も延長されるものとする。なお、当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日を延長後の支払期限日とする。</p> <p>4 乙は、前2項の支払いを支払期限日までに行わなかった場合、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税相当額および事業税相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。</p> <p>5 本契約第11条にもとづく各料金が不相当と認められる場合、乙は速やかに各料金の再算定および甲への通知を行うものとし、再算定後の各料金と既精算額との差額に関する仕入明細書の発行は、該当する料金算定期間の月間料金または従量料金の単位で行うものとする。なお、当該差額の通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤り等に関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなす。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>(契約の有効期間およびブラックスタート機能の提供期間)</p> <p>第15条 本契約にもとづく甲から乙へのブラックスタート機能の提供期間は2028年4月1日から2029年3月31日までとする。</p> <p>2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。</p> <p>(合意管轄および準拠法)</p> <p>第16条 甲または乙がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(1) 本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず7日以内に当該違反が是正されないとき</p> <p>(2) 破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき</p> <p>(3) 解散の決議を行ったとき</p> <p>(4) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(5) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき</p> <p>(6) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(7) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</p> <p>(8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>(解約または解除に伴う賠償)</p> <p>第18条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。</p>	<p>(契約の有効期間およびブラックスタート機能の提供期間)</p> <p>第15条 本契約にもとづく甲から乙へのブラックスタート機能の提供期間は2028年4月1日から2029年3月31日までとする。</p> <p>2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。</p> <p>(合意管轄および準拠法)</p> <p>第16条 甲または乙がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(1) 本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず7日以内に当該違反が是正されないとき</p> <p>(2) 破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき</p> <p>(3) 解散の決議を行ったとき</p> <p>(4) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</p> <p>(5) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき</p> <p>(6) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>(7) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</p> <p>(8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>(解約または解除に伴う賠償)</p> <p>第18条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>(自己都合による解約または解除に伴う費用負担)</p> <p>第19条 甲の都合によって本契約を解約または解除することとなった場合は、前条にかかわらず、乙は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を甲に求めることができるものとし、甲は、これに応じるものとする。</p> <p>(契約の承継)</p> <p>第20条 甲が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し、乙の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第21条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知または催告することなく本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。</p> <p>(1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合</p> <p>(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合</p> <p>(3) 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められた場合</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合（乙の託送供給等業務および電気最終保障供給業務を除く。）</p> <p>(5) 自己もしくは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行なった場合</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>2 甲および乙は、自己が将来にわたり前項各号に該当しないことを表明、確約する。</p>	<p>(自己都合による解約または解除に伴う費用負担)</p> <p>第19条 甲の都合によって本契約を解約または解除することとなった場合は、前条にかかわらず、乙は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を甲に求めることができるものとし、甲は、これに応じるものとする。</p> <p>(契約の承継)</p> <p>第20条 甲が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し、乙の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第21条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知または催告することなく本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。</p> <p>(1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合</p> <p>(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合</p> <p>(3) 反社会的勢力を利用する等の行為をしたと認められた場合</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合（乙の託送供給等業務および電気最終保障供給業務を除く。）</p> <p>(5) 自己もしくは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行なった場合</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>2 甲および乙は、自己が将来にわたり前項各号に該当しないことを表明、確約する。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>(損害賠償)</p> <p>第22条 甲または乙が、本契約に伴い、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。</p> <p>(消費税等相当額および事業税相当額)</p> <p>第23条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税のうち収入割に相当する金額をいう。適用する事業税率は、ブラックスタート機能の提供期間開始までに、直近事業年度の実行税率等にもとづき、甲乙協議により決定する。</p> <p>(単位および端数処理)</p> <p>第24条 本契約において、料金の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定めた消費税等相当額および事業税を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額、消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。</p> <p>(運用細目)</p> <p>第25条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。</p> <p>(合意管轄および準拠法)</p> <p>第26条 本契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p>2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第27条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、予め相手方の承諾を得た場合または電気事業法もしくは関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合は、この限りではない。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第22条 甲または乙が、本契約に伴い、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。</p> <p>(消費税等相当額および事業税相当額)</p> <p>第23条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税のうち収入割に相当する金額をいう。適用する事業税率は、ブラックスタート機能の提供期間開始までに、直近事業年度の実行税率等にもとづき、甲乙協議により決定する。</p> <p>(単位および端数処理)</p> <p>第24条 本契約において、料金の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定めた消費税等相当額および事業税を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額、消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。</p> <p>(運用細目)</p> <p>第25条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。</p> <p>(合意管轄および準拠法)</p> <p>第26条 本契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p>2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第27条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、予め相手方の承諾を得た場合または電気事業法もしくは関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合は、この限りではない。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>(協議事項)</p> <p>第28条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申込書等（以下「本契約等」という。）によるものとする。</p> <p>2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第28条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申込書等（以下「本契約等」という。）によるものとする。</p> <p>2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。</p>	

「ブラックスタート機能契約書」意見募集に伴う新旧比較表

【見直し前（意見募集時）】	【見直し後（募集内容）】	備 考
<p>以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。</p> <p>20□□年□□月□□日</p> <p>(住所) ○○県○○市○○町○○番</p> <p>甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○</p> <p>(住所) 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号</p> <p>乙 九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 今村 弘</p>	<p>以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。</p> <p>20□□年□□月□□日</p> <p>(住所) ○○県○○市○○町○○番</p> <p>甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○</p> <p>(住所) 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号</p> <p>乙 九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 今村 弘</p>	